

(様式2)

## 随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等                   | 契約日     | 契約の相手先の名称及び所在地                   | 契約金額(円)    | 地方自治法施行令の適用条項     | 随意契約とした理由   | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|---------------------------------|---------|----------------------------------|------------|-------------------|---|---------------|----|
| 県民活動応援サイト運営業務                   | R3.4.1  | 公益社団法人ふるさと島根定住財団<br>松江市朝日町478-18 | 3,157,440  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため   | 環境生活総務課       |    |
| 島根県消費者活動ネットワーク化事業               | R3.4.21 | 消費者ネットしまね<br>松江市南田町55番地3         | 1,290,000  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 当委託業務は、県内消費者団体等間の交流と、地域における消費者教育の実施を目的としている。<br>消費者ネットしまねは、専門的知見を有し、広域的な活動が可能な県内唯一の県域消費者団体であるため | 環境生活総務課       |    |
| 令和3年度多文化共生推進事業等業務委託             | R3.4.1  | 公益財団法人しまね国際センター<br>松江市東津田町369番地1 | 29,793,830 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため   | 文化国際課         |    |
| 令和3年度多文化共生推進事業(日本語学習の環境整備)業務    | R3.4.1  | 公益財団法人しまね国際センター<br>松江市東津田町369番地1 | 12,310,100 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため   | 文化国際課         |    |
| 令和3年度多文化共生推進事業(多言語による相談体制の充実)業務 | R3.4.1  | 公益財団法人しまね国際センター<br>松江市東津田町369番地1 | 16,469,310 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため   | 文化国際課         |    |
| 島根県民会館自動火災報知設備修繕工事              | R3.4.19 | 和幸電通(株)<br>松江市古志原2丁目22-14        | 24,200,000 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため   | 文化国際課         |    |
| 来客用駐車場用地の賃貸借                    | R3.4.1  | 島根県益田市乙吉町イ92番地8<br>土地管理人 大野利昭    | 1,084,692  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため   | 芸術文化センター      |    |

(様式2)

### 随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等                | 契約日     | 契約の相手先の名称及び所在地                 | 契約金額(円)    | 地方自治法施行令の適用条項     | 随意契約とした理由  | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|------------------------------|---------|--------------------------------|------------|-------------------|--|---------------|----|
| 企画展「杉浦非水 時代をひらくデザイン」印刷物等制作業務 | R2.4.10 | 大村印刷株式会社<br>防府市西仁井令1-21-55     | 1,605,400  | 第167条の2<br>第1項第2号 | プロポーザルを実施した結果、選定されたため  | 芸術文化センター      |    |
| 競技スポーツ普及強化推進事業委託             | R3.4.1  | 公益財団法人 島根県体育協会<br>松江市上乃木10-4-2 | 44,066,000 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 県では、「島根県スポーツ推進計画」に基づき、本県の競技スポーツの総合的なレベルアップを図るため、選手強化等について関係団体と連携して取り組むこととしている。県体育協会は、県内の体育・スポーツの振興に関する業務を行い、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的としており、競技団体が加盟する唯一の団体である。したがって、本事業を円滑に実施するためには、県体育協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる業者は他にないため。 | スポーツ振興課       |    |
| 国体県予選大会開催事業委託                | R3.4.1  | 公益財団法人 島根県体育協会<br>松江市上乃木10-4-2 | 4,554,000  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 国民体育大会県予選大会を開催するためには、各競技団体ごとに多くの審判員並びに補助員が必要である。この審判員並びに補助員は、各競技団体に多数登録されており、各競技団体は県体育協会に加盟している。したがって当該事業を円滑かつ効果的に実施するためには、県体育協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる団体は他にないため。   | スポーツ振興課       |    |

(様式2)

### 随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等                  | 契約日    | 契約の相手先の名称及び所在地                 | 契約金額(円)     | 地方自治法施行令の適用条項     | 随意契約とした理由  | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|--------------------------------|--------|--------------------------------|-------------|-------------------|--|---------------|----|
| 国体(中国ブロック、本大会、冬季大会)県選手団派遣事業委託料 | R3.4.1 | 公益財団法人 島根県体育協会<br>松江市上乃木10-4-2 | 91,095,400  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 県では、「島根県スポーツ推進計画」に基づき、毎年本県の競技スポーツの総合的なレベルアップを図ることを目指し、競技力向上の一環として国体選手派遣等について関係団体と連携して取組むこととしている。県体育協会は、県内の体育・スポーツの振興に関する業務を行い、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的としている。また、国体候補選手が登録している競技団体も県体育協会に加盟している。したがって、本事業を円滑に実施するためには、県体育協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる業者は他にないため。 | スポーツ振興課       |    |
| 国民体育大会開催準備事業委託                 | R3.4.1 | 公益財団法人 島根県体育協会<br>松江市上乃木10-4-2 | 133,854,600 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 2030年に行われる国民スポーツ大会の開催に向けて、成長過程に応じた系統的で長期的な計画に基づいた選手強化事業、指導者の確保と養成、大会運営のための各競技団体の組織強化が必要である。県体育協会は、県内の体育・スポーツの振興に関する業務を行い、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的としており、競技団体が加盟する唯一の団体である。したがって、本事業を円滑に実施するためには、県体育協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる業者は他にないため。                      | スポーツ振興課       |    |

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等            | 契約日    | 契約の相手先の名称及び所在地                      | 契約金額(円)    | 地方自治法施行令の適用条項     | 随意契約とした理由   | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|--------------------------|--------|-------------------------------------|------------|-------------------|---|---------------|----|
| しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業委託 | R3.4.1 | 島根県レクリエーション協会<br>松江市北堀町15           | 5,430,480  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 当協会は、公益財団法人日本レクリエーション協会の下部組織として、本県のレクリエーション活動の企画・運営及び公認指導者養成等を行っており、レクリエーションに係る専門的知識並びに普及・振興に対する様々な方法・技能を有している県内唯一の団体である。以上のことから、この団体でなければ、本事業を遂行することができないため。   | スポーツ振興課       |    |
| 障がい者スポーツ振興事業委託           | R3.4.1 | 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会<br>松江市東津田町1741-3 | 42,700,221 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 全国障害者スポーツ大会は、日本障がい者スポーツ協会が中心となり開催するものであり、日本障がい者スポーツ協会から各種目の実施方法やルール等の情報を逐一得られ、大会実施に関する詳細な情報を網羅的に把握できているのは、日本障がい者スポーツ協会の県内唯一の加盟団体である島根県障害者スポーツ協会のみである。また、島根県障害者スポーツ協会は全国障がい者スポーツ協会協議会に加盟しており、他県の障がい者スポーツ協会と密接な連携が取れる唯一の団体である。こうしたことから、県大会の開催、中国ブロック大会への選手派遣、全国障害者スポーツ大会へ出場する選手の選考、選手派遣(同行・現地対応)の一連の業務を適切に実施できる団体は、島根県障害者スポーツ協会以外に存在しない。<br>また、これらの業務を行う上で、様々な障がいに対する知見を持った方、スポーツに対する知見を持った方により構成される理事会、評議員会のガバナンスにより運営が行われ、障がい者団体、教育機関(特別支援学校など)、障がい者スポーツ団体と緊密な関係を有し、障がい者スポーツを推進する組織としてオーソライズされている団体も島根県障害者スポーツ協会以外に存在しない。<br>以上のことから、この団体でなければ、本事業を遂行することができないため。 | スポーツ振興課       |    |

(様式2)

### 随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等    | 契約日    | 契約の相手先の名称及び所在地                | 契約金額(円)    | 地方自治法施行令の適用条項     | 随意契約とした理由  | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|------------------|--------|-------------------------------|------------|-------------------|--|---------------|----|
| 広域スポーツセンター運営事業委託 | R3.4.1 | 公益財団法人島根県体育協会<br>松江市上乃木10-4-2 | 23,788,301 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 島根県体育協会は、本県の体育・スポーツの普及発展を図り、県民の体力向上を目的とした公益法人の団体である。現在、47競技団体、19市町村体育協会、4学校体育団体が加盟し、関係機関・団体と綿密な連携を図りながら、「県民スポーツの普及・振興」と「競技力向上」の二大目標に向かって積極的に諸事業を推進している団体である。また日本スポーツ協会にも加盟し、全国とのネットワークも構築されている。さらに、日本スポーツ協会認定の各種指導者養成を行い、指導者の育成、資質向上にも努めている。組織の人員体制は、事務局職員が12名常駐し、スポーツに関する専門的知識を有しているだけでなく、関係団体や市町村と綿密な連携を取りながら事業を行うマネジメント力に優れている。平成23年度からは、県スポーツ・レクリエーション祭の事務局として、主催団体と連携し、充実した事業を実施してきた。<br>以上の点から、競技団体等の関係団体、市町村体育協会との連携が不可欠なこの事業は、島根県体育協会でなければ、円滑に遂行することができないため。 | スポーツ振興課       |    |

(様式2)

## 随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等                             | 契約日     | 契約の相手先の名称及び所在地                 | 契約金額(円)    | 地方自治法施行令の適用条項     | 随意契約とした理由   | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|---|---------|--------------------------------|------------|-------------------|---|---------------|----|
| 東京2020オリンピック聖火リレー<br>交通誘導等業務委託            | R3.4.2  | 企業警備保障株式会社<br>松江市大庭町1812番地5    | 27,186,940 | 第167条の2<br>第1項第2号 | (1)延期前の聖火リレーにおいて、同業務の入札公告に際し、唯一入札参加資格確認申請を行い落札した業者である。新たな聖火リレーにおいてもルートや警備業務はほぼ前回どおり、600人程度の警備員(県内警備員6割相当)が必要となるが、県内の警備会社の取りまとめや研修業務を担う島根県警備業協会によると、県内に拠点を持つ警備業者で対応が可能な業者は企業警備保障株式会社のみであるとのこと。<br>(2)また、同社は前回の業務受託により全ての聖火リレールートに関係機関とともに実地踏査を行った唯一の業者であり、ルートに精通しており、交通事故等の突発事案で急遽ルートが変更になった場合やコロナ対策等の新規で発生する業務にも迅速に対応可能である。<br>(3)警備にあたって必要となる計画作成業務を発注しており、現地確認等業務遂行にあたって必要な事柄を熟知。 | スポーツ振興課       |    |
| 聖火リレーセレブレーションイベント広告                       | R3.4.20 | 株式会社山陰中央新報社<br>松江市殿町383        | 1,100,000  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 県内最大の発行部数であり、県内シェアは6割。県民に周知するには同紙が適当なため。  | スポーツ振興課       |    |
| 自然公園の魅力アップ事業<br>(飯石郡飯南町頓原地内 お大師桜)<br>業務委託 | R3.4.21 | お大師桜を守る会<br>飯石郡飯南町頓原601番地      | 1,466,000  | 第167条の2<br>第1項第2号 | 提案方式による公募の結果、内容が適正であり、委託先として選定したため。   | 自然環境課         |    |
| さんべ縄文の森ミュージアム解説展示<br>機能強化業務               | R3.4.22 | 株式会社丹青社関西支店<br>大阪府大阪市北区大深町3番1号 | 49,940,000 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 提案方式による公募の結果、内容が適正であり、委託先として選定したため。   | 自然環境課         |    |

(様式2)

## 随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等           | 契約日    | 契約の相手先の名称及び所在地                                 | 契約金額(円)   | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由  | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|-------------------------|--------|--|-----------|---------------|--|---------------|----|
| 隠岐ユネスコ世界ジオパーク・サイト看板設置業務 | R3.4.1 | 一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会<br>隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四61番地 | 4,501,200 | 第167条の2第1項第2号 | 当該団体は隠岐ジオパークの運営団体であるだけでなく再認定の受験団体であり、現地審査に耐えうる設置場所の選定・調整だけでなく専門的な解説文の作成等一貫して対応できるため。 | 自然環境課         |    |
| 令和3年度自然公園施設管理業務委託       | R3.4.1 | 大田市<br>大田市大田町大田口1111番地                         | 1,234,200 | 第167条の2第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。                                      | 自然環境課         |    |
| 令和3年度自然公園施設管理業務委託       | R3.4.1 | 松江市<br>松江市末次町86番地                              | 1,617,000 | 第167条の2第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。                                      | 自然環境課         |    |
| 令和3年度自然公園施設管理業務委託       | R3.4.1 | 隠岐の島町<br>隠岐郡隠岐の島町城北町1番地                        | 2,564,100 | 第167条の2第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。                                      | 自然環境課         |    |
| 令和3年度中国自然歩道等管理業務委託      | R3.4.1 | 大田市<br>大田市大田町大田口1111番地                         | 1,328,800 | 第167条の2第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。                                      | 自然環境課         |    |
| 令和3年度中国自然歩道等管理業務委託      | R3.4.1 | 出雲市<br>出雲市今市町70番地                              | 1,500,400 | 第167条の2第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。                                      | 自然環境課         |    |

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等          | 契約日    | 契約の相手先の名称及び所在地                                     | 契約金額(円)   | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由   | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|------------------------|--------|--|-----------|---------------|---|---------------|----|
| 宍道湖・中海に係る水質シミュレーションの研究 | R3.4.1 | 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号 | 1,805,100 | 第167条の2第1項第2号 | 宍道湖・中海は淡水と海水が混合する特殊な「汽水湖」であり、この特殊性を考慮して水質シミュレーションモデルを構築・調整する必要がある。加えて、汽水湖が連なる形で存在している宍道湖・中海の地形条件は全国的にも希有であり、その特殊性を更に増す条件を生み出している。については、水質シミュレーションに関する高度な専門性に加えて、宍道湖・中海の特殊性を把握し、水理特性を熟知している必要がある。そして、汽水湖汚濁メカニズム解明調査ワーキンググループの委員で宍道湖・中海の水質に詳しく、また水質シミュレーションに関する高度な技術を持ち合わせているのが当該研究所の井上徹教グループ長であり、他の者では業務内容を達成することができないため。  | 環境政策課         |    |
| 環境総合計画の進行管理支援業務の委託     | R3.4.1 | エヌエス環境株式会社中四国支店 岡山県岡山市南区豊成2-2-9                    | 2,860,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>県では令和2年度、「島根県環境総合計画」を策定した。環境を取り巻く諸課題は複合的に関連することから、これまでの「島根県環境基本計画」をベースに「地球温暖化対策実行計画」や「循環型社会推進計画」などの諸計画を1本化し、新たな「総合計画」として策定したものである。</p> <p>この計画内容のうち、「地球温暖化対策の推進」及び「循環型社会の形成」に関しては、法律で県計画の策定が義務づけられ、記載事項(目標値の設定等)も定められていることから、その分野に関し十分な知識を有し、かつ計画策定支援の履行実績のある者に「環境総合計画策定支援業務」を委託することとし、提案競技の結果、エヌエス環境株式会社を選定した。</p> <p>エヌエス環境株式会社の選定理由としては、温暖化、廃棄物の分野での履行実績が豊富であること、業務実施体制において全て自社で対応できること、情報やデータの収集・整理に関する提案内容等について、他社よりも高い評価を得たものであり、受託後の業務の遂行状況も良好である。</p> <p>計画期間中(R3年度から令和12年度)は、毎年度、進捗状況の把握・公表などの進行管理を行うことになるが、新たな総合計画のため、進行管理用の資料一式はR3年度に新たに作成することになる。当該職員が資料作成を効率的に進めていくには、計画策定時からの一連の作業を熟知した「エヌエス環境株式会社」に補助作業(取組状況等の転記、グラフ化、全体レイアウト調整等)を委託し、サポートを受けながら進めることが適当である。なお、進行管理用データの一部には、既に遡及修正の検討を要するものがあり、これらの検証作業を含め、進行管理用データ整備を円滑に行うことが可能になる。</p> <p>また、温暖化、廃棄物の分野では、現在国において法律や計画の見直し等が進められており、今後の情勢の変化が見込まれている。計画のフォローアップを迅速かつ適切に行うことができるよう、当面の間は、本県の計画策定の検討経過等を熟知した「エヌエス環境株式会社」によるサポート体制を確保しておく必要がある。</p> | 環境政策課         |    |